

國學院大學学術情報リポジトリ「K-RAIN」

仙台藩と鹽竈神社

メタデータ	言語: Japanese 出版者: 國學院大學研究開発推進機構伝統文化リサーチセンター 公開日: 2023-02-09 キーワード: 仙台藩, 伊達家, 社殿造営, 社殿様式, 祭神の確定, 『鹽竈神社縁起』, 鹿島神宮, 香取神宮, 鹽竈六所明神, 年間祭祀, 伝えるべきもの, 正統性 作成者: 池谷, 浩一 メールアドレス: 所属:
URL	https://doi.org/10.57529/00001977

仙台藩と鹽竈神社

池谷 浩一

要旨

戦国時代が終息して江戸幕府が樹立、戦乱の無い太平の世が齎され、諸国の大名は領国の統治に力を注いだ。特に領国民の人心の安定は重要な要素であり、そのためには戦乱で荒廃した古社寺の復興は必要不可欠であった。このため、多くの社寺が復興造営され現在に至り、文化財に指定されているものも少なくない。ちなみに平成二十年十二月二日現在、重要文化財(国宝を含む)として神社は建造物二、三四四件・四、二七二棟のうち五六一件・一、一六〇棟で、時代別棟数では平安(四)鎌倉(四六)室町(三〇六)桃山(一五六)江戸(六四七)明治(一)となっており、寺院は八四六件・一、一五棟が寺院であり、時代別棟数では奈良(二八)平安(三五)鎌倉(一四七)室町(三四七)桃山(二二八)江戸(四二六)明治(四)が指定されている。²⁾

國學院大學伝統文化リサーチセンター「神社祭祀に見るモノと心」研究グループでは神道関係文化財のデータベースを作成しつつ、実地調査を行っており、平成十九・二十年度には宮城県において実施、その中でも鹽竈神社は近世に当地を領する伊達家にとつて縁が深く、歴代藩主が大神主として祭祀を司っており、仙台藩ひいては奥州統治に重要な位置をしめていたことが知見できた。ここから、本稿では

- ① 仙台藩による社寺の造営
 - ② 鹽竈神社社殿の変遷
 - ③ 「鹽竈社縁起」
 - ④ 陸奥国経営の系譜
 - ⑤ 社殿様式の変化と年間祭祀の変化
 - ⑥ 「鹽竈社縁起」による祭神確定の意義
- に視点を置きつつ考察を進める。

キーワード

仙台藩、伊達家、社殿造営、社殿様式、祭神の確定、「鹽竈神社縁起」、鹿島神宮、香取神宮、鹽竈六所明神、年間祭祀、伝えるべきもの、正統性

はじめに

奥州藤原氏を祖とする伊達家が統治した仙台藩は伊達政宗が立藩、明治の廃藩置県まで存続し、伊達家は六十二万石を有する奥州最大の外様大名であった。その伊達家が大神主を務める鹽竈神社は塩竈市一森山に鎮座、陸奥

国国府の良(東北)にあたり、古代より陸奥国一宮・東北鎮護の神と称され、

現在に至るまで朝野の篤い崇敬をうけてきた。かつては境内のすぐ近くまで入り江がせまり、塩土翁神が上陸したという道も残っている。また、境内からは製塩土器が出土しており、陸奥国における要衝の地であったことが理解できる。

鹽竈神社は現在、左宮・右宮・別宮と三社殿によって構成されているが、近世において少なくとも二度の社殿様式の変遷があった。この社殿様式の変

化に伴い年間祭祀も変化した。特に宝永の造営により社殿様式が確定、境内や年間祭祀も次第に整備されて現在に至っている。

このような特色を有する鹽竈神社は仙台藩及び伊達家にとつてどのような存在であったのか。本稿では、宝永の造営の背景を読み解くことにより、仙台藩における鹽竈神社の位置(役割)の解明に資することができると思われるものである。

一、仙台藩による社寺の造営

初代藩主政宗が慶長八(一六〇三)年に仙台に入府すると、その翌年には瑞巖寺五大堂、慶長十二年には鹽竈神社・大崎八幡宮^④・国分寺薬師堂が竣工するなど古社寺の造営に着手した。

二代藩主忠宗は現在の仙台市若林区に鎮座する白山神社本殿の造営を寛永十七(一六四〇)年に行い、さらに慶安二(一六四九)年に東照宮造営を三代将軍徳川家光に願い出て許可を得て着工、承応三(一六五四)年に竣工する。

三代藩主綱宗は万治二(一六五九)年に鹽竈神社の修造を命じ、四代藩主綱村の寛文三(一六六三)年に竣工した。この時の社殿様式は「石の間造」であった。

また、綱村は天和三(一六八三)年に亀岡八幡宮を造営している。この亀岡八幡宮は、伊達氏発生の地・福島県伊達郡に初代伊達朝宗が文治年間(一一八五〜九〇)に鶴岡八幡宮を勧請して建立したのが始まりで、伊達家の氏神とされる。戦災により社殿は焼失したが、石鳥居は現存しており宮城県指定文化財となっている^⑤。

元禄六(一六九三)年に『鹽竈社縁起』が成り、これに基づいて、元禄八(一六九五)年に鹽竈神社社殿の造営が開始され、翌年には境内に鎮座していた只洲社を現在の仙台市泉区に遷し賀茂御祖神社(東宮)とし、更に翌十

年同地に賀茂別雷神社(西宮)を造営した。両社は現在宮城県指定文化財となっている^⑥。

この鹽竈神社の造営は五代藩主吉村の宝永元(一七〇四)年に竣工する。さらに享保十二(一七二七)年から十七年にかけて同社、享保十八(一七三三)年には仙台東照宮、元文五(一七四〇)年に大崎八幡宮の修補が行われている。

以降、鹽竈神社関係の事項に注目すると、

寛保二(一七四二)年 正遷宮

延享四(一七四七)年 六代藩主宗村が正一位の昇叙を朝廷に申請、翌年六月に神位記が仙台藩に到着

寛延二(一七四九)年 正一位の勅宣下る

宝暦十一(一七六一)年 正遷宮

天明三(一七八三)年 正遷宮

文化元(一八〇四)年 正遷宮

文政六(一八二三)年 正遷宮

天保十四(一八四三)年 正遷宮

文久二(一八六二)年 正遷宮

と、ほぼ定期的に造営・遷宮が行われており、鹽竈神社が仙台藩にとって特別な神社であったことが窺われる。

では、鹽竈神社ではどのような造営が行われ、祭祀が営まれていたのか。

二、鹽竈神社社殿の変遷

現在の鹽竈神社の社殿は別宮・左宮・右宮と本殿が三殿あるという特徴を有するが、近世において社殿様式の変遷があった。

まず、二社殿が並立する時代があったと思われる。

塩竈松島図屏風 長谷川宗園画、寛永〜正保年間(一六二四〜四七)、

紙本金地着色、一隻（二双のうち）、仙台市博物館蔵

塩竈松島図屏風 寛永く正保年間、

紙本金地着色、一隻（六曲一雙のうち）、個人蔵

塩竈松島図屏風 十七く八世紀、

紙本金地着色、一隻（六曲一雙のうち）、黒田家資料、福岡市美術館蔵
に左宮と右宮の側面を屋根付の建造物で連結している社殿様式で描かれているが、正確な様式や規模は不詳である。

また、『鹽社由来追考』¹⁰に

古来ヨリ左宮右宮別レテ兩宮並テ南面ニ相立ツ。貴船只洲ハ、本社ヨリ巽ノ方ニ五六間引除キ、御垣ヲ構ヒ、中ニ兩社相立ツ。

然ルヲ、明曆年中造営之時分ニ、左右ノ兩社ヲ略シテ一宮ニ合立レ之。

とあることから二社殿の時代があり、後に一社殿となったことがうかがわれる。なお、「明曆年中」は万治年間の誤りと思われる。¹¹

また、『塩釜宮年中行事』¹²に記載される年間祭祀の内、元日に執行される御祭の神饌を献る順について

…供進之次第者先本社左宮次右宮次貴船只洲兩殿無先後同時進之…

とあり、この祭儀に関して、

近年訖元日御祭無レ之以ニ六日御田種祭ニ為レ始天和三年祭田御寄附之後翌四年始行レ之

と記し、二月朔日の「御幣御出」の条に

左宮御幣石之間江御出是日ニ御朝參…（中略）…次於ニ御宮会所ニ祢宜社人御朝參御祝儀有レ之往古本社兩社之時者於同宮之間御殿下勤之

とあることから、同書は寛文三年竣工の社殿（石の間造）での祭儀を記したものであり、先に述べた「左右ノ兩社ヲ略シテ一宮ニ合立レ之」にあたるものであることが理解できる。¹⁴これは「塩竈大明神絵図」〔『御修復帳』¹⁵の内〕により確認ができる。

ちなみに石の間造とは、本殿の前方に拝殿を置き、その間を「石の間」と

呼ばれる屋根付きで本殿や拝殿より高さが低い建造物で結ぶ様式で、桃山時代に豊国廟に採用され、日光東照宮、北野天満宮、大崎八幡宮などに代表される。なお、東照宮では祭神を「東照大権現」とも称したので「権現造」とも称する。

当時の鹽竈神社は、長床と拝殿との間に唐門があることを除けば、現在の大崎八幡宮とほぼ同じ様相であったと思われる。¹⁶

その後、宝永元（一七〇四）年竣工の造営で社殿は「流造」という様式に変更された。その後修造が繰り返されて現在に至るものである。この流造とは、切妻造、平入の正面の屋根を前方に延ばすという様式で、本体部分を身舎、拡張された部分を庇又は向拝と呼び、正面の柱間数により一間社、三間社流造と称する。京都の賀茂別雷神社・賀茂御祖神社、宮城の鹽竈神社などに代表され、全国で多く用いられる様式であり、特に鹽竈神社は三間社流造で本殿が三社殿という特徴を有している。

では、どの様にして社殿様式が変更されたのか。本稿では宝永元竣工の社殿に注目する。

三、『鹽竈社縁起』

四代藩主伊達綱村は幼少時より鹽竈神社を崇敬しており、自身の参拝は延宝三年初回国した十七歳から元禄十六年四十五歳で隠居するまでに十四度、参府不在等自身が参拝できない時は、必ず一門一家の重臣を遣わして代参せしめ、屢々太刀砂金馬代を奉納している。¹⁷

このように鹽竈神社への崇敬がことのほか篤かった綱村の命により『鹽竈社縁起』が作成され、同書にしたがって現存の鹽竈神社社殿を造営、宝永元（一七〇四）年に竣工する。

同書によれば、同社の創祀や祭神に関して雑多な説が世に伝わり定説がなく、これを憂いた伊達綱村は家臣に命じて鹽竈神社に関する調査に着手、鹽

竈神社や春日大社・香取神宮・鹿島神宮、三河国の六所明神の社家に伝わる諸説を収集考察して資料を作成、神祇管領吉田兼連に『鹽竈社縁起』を著述させ、元禄六年（一六九三）に完成、鹽竈神社に奉納したとある。

従つて同書の成立とそれに基づいた社殿造営や諸祭儀の変化には綱村の意向が強く反映されているものと考えられる。

ここに煩をいとわず全文を記し、注目点について考察を行う。

① 陸奥国一宮、正一位鹽竈大明神三座。

② 在二宮城郡多賀国府長、去二国府城一十八町許。

③ 左宮 武甕槌命

右宮 経津主命

別宮 岐神

④ 社家所伝及旧説曰、天孫降臨之始、経津主太神武甕槌太神、先降平二

定葦原中国一時、以二岐神一郷導、周流削定、終至二陸道奥国一、祭二此

三柱神於斯地一。

⑤ 武甕槌太神鎮二座于常陸国鹿島郡一、経津主太神鎮二座于総国香取郡一、

二柱神又遷二幸于大和国三笠山一、岐神終止二此所一也。或云鹿島同体或云鹿島之御兄也。是天二降此所一之故也。

⑥ 鹽竈六所明神、或曰猿田彦、事勝国勝、鹽土老翁、岐神、興玉命、太

田命、六座。同体異名神也。祠二之於別宮一也。

鹽土老翁、始二此浦一、焼レ塩以教レ民、故称二鹽竈浦一、御釜、于レ今

在矣。別宮社人掌レ之。

⑦ 当社、左右別宮、各有二社人一。又有二巫女各一人一。祭礼之時、別宮

巫女先振レ鈴、是称二先達巫女一。左右宮巫女次レ之。

流鏑馬各三番、又先二別宮一。是皆武甕槌経津主兩神、以二岐神一為二郷

導一之縁也。

⑧ 当社大祭礼、七月十日也。以二潮満時一供二潮御膳一、祭二鹽土老翁一之

故也。

同月同日、於常陸国鹿島有異国鬼伏之大祭礼云々。毎月十日及申酉日、為二縁日一也。

⑨ 或曰、延喜式所謂志波彦神社是也。志波志保相通、彦老翁義相同、栗原郡志波姫神社同体也。

社家及土民伝云、岐神先天二降于冠川上、因祠レ此曰二神降明神一、為二鹽竈末社一、或曰二冠川明神一、加牟武利、加牟布里、訓相通。

当多賀国府城乾去城四十町許。

今此所曰二岩切村一、川曰二岩切川一、社傍有二志波道場之跡一。

又伝云、岐神先降二于鼻節浜一、延喜式所謂鼻節神社是也。猿田彦太

神御形、鼻以レ有レ節曰二鼻節神社一而後遷二座于鹽竈浦一、云々。

鼻節神社今為二鹽竈末社一。当鹽竈。隔二里半許。

延喜式、所レ謂多賀神社、無レ所レ見。今鹽竈社、在二于多賀国府一。是

此三柱神、天二降于此国一、祠二之於国府一、故号二多賀神社一。一宮左

右宮大明神、尊氏文書載レ之。

田村磨夷征伐之時、勸二請三柱神於加美郡一其社、于レ今在。

⑩ 三河国岡崎六所明神者、勸二当社之別宮一、是東照大神產生神也。

⑪ 右者、陸奥守藤綱村朝臣、自レ幼崇レ神、以為二国守一、崇敬異二于他一。

風衰道微、雜説伝レ世、鮮下知二其美一者上、嘆レ之憂レ之有レ年矣。

故以下社家所レ伝、且所レ訪二春日、香取、鹿島及參州六所明神社家等一

之諸説上。参考而質二之於予一、予闕二其疑者一、撰レ之写二一卷一、而伝

後来者也。

于レ時、元禄癸酉仲秋日。

神祇官領從三位左兵衛督卜部朝臣兼連

右縁起者、兼連卿之所二述作一也。

以可レ為二後代之證據一、故加二筆卷尾一矣。

元禄六年九月廿六日 基熙

① 一宮とは平安時代初期にその実が備わり、同中期から鎌倉時代初期にかけて次第に整備されたと考えられる制度であり、朝廷から派遣される地方長官である国司が任国において祭祀すべき神社の首位である。また、正一位

であることは、神階において最高位であり神威・神徳が著しく高いことを意味する。

即ち陸奥国において最も重要な神社であり、古代から続く国家体制の中に鹽竈神社を位置づけている。

②所在地を地名ではなく、古代大和朝廷の機構であり陸奥国統治の要である国府の良（東北＝鬼門）の方角に位置することを記している。

即ち、鹽竈神社が国府―日本の正統な統治機構―の守護神であることを示している。

③鹽竈神社は三社殿であることを記し、諸説あり定まらなかった祭神を確定している。

ここに、陸奥国一宮としての権威を正当なものとする意志がうかがえる。

④鹽竈神社鎮座の理由、祭祀の由縁を日本国成立の根源である神話にあることを記している。

鎮座の経緯を国土平定の神話に置くことにより、祭祀の目的の明確化及び同社の存続・祭祀の継続が神代から続くものであることを示すことにより、現体制が後世に継承されるべきであることを主張していると考えられる。

⑤左宮・右宮の祭神が鹿島神宮・香取神宮の、さらに春日大社の祭神（藤原氏の氏神）でもあることを記している。

武甕槌・経津主両神は葦原中津国平定の功神であり、春日大社は藤原氏の氏神でもあることから、鹽竈神社の祭神は治国安定の神であり、その神の祭祀を司る者として、奥州藤原氏の末裔である伊達家の正統性を示しているものと考えられる。

⑥鹽竈六所明神は同体異名で一柱の神であり、別宮の祭神であることを記している。

新たに設定された左宮・右宮の祭神である武甕槌・経津主両神は鹽竈六所明神には含まれない。

祭神の確定による新たな秩序を構築しつつ、古来の祭祀対象である鹽竈六

所明神を継続して祭祀することにより、新秩序は古来の伝統を継承していることを示している。

⑦神事において、別宮が左右宮に優先すること、その淵源が神話にあることを記している。

別宮は新たに設定された社殿であるが、鹽竈神社古来の祭神を祀るため、左右宮に優先することの正統性と古来の権威を継承していることを示している。

⑧鹽竈神社の大祭が古来の鹽竈神社祭神の祭儀であること、同じ日に左宮祭神である武甕槌神を祀る鹿島神宮において異国帰伏の祭儀が行われること、毎月十日と申酉日が縁日であることが記されている。

鹽竈神社の祭神は古来六所明神である。故に同社の大祭礼が六所明神の異名の一つである鹽土老翁祭祀であることを示している。更にこの日に鹿島神宮で異国帰伏の祭儀が行われていることにより、鹿島神宮で行われる重儀との関係を示し、左宮祭祀の意義と重要性、鹽竈神社の役割―陸奥国鎮護―を提示している。

⑨陸奥国宮城郡内に鎮座する鹽竈神社関連の式内社の考察が記されている。古代大和朝廷において重要な祭祀対象である式内社と密接な関係であること、鹽竈神社が陸奥国、朝廷にとって重要な神社であることを示し、それが今日に至ることを表している。

⑩東照大神即ち徳川家康の産土神である三河国岡崎六所明神が鹽竈六所明神即ち別宮を勧請したものであることを記している。

鹽竈神社は古代大和朝廷のみならず、江戸幕府の開祖であり諸国東照宮の祭神である徳川家康の産土神が同社の勧請神であることから、当代においても神威が高いことを示している。

⑪伊達綱村は幼い時から鹽竈神社への崇敬がことのほか篤かったが、雑説が横行して真実を知る者が少ないことを憂いて、春日大社・香取神宮・鹿島神宮・三河国六所明神の社家に伝わる諸説を取捨選択して、神祇官領吉田

兼連が著述したことが記されている。

ここで重要な点は伊達綱村を「陸奥守藤綱村朝臣」と表記していることである。これらは、

○陸奥守 朝廷より陸奥国の統治を任せられた者の官職。即ち陸奥国の正統な統治者。

○藤綱村 仙台藩主伊達家が古代国家の担い手、陸奥国経営の中心である藤原氏の一族であること。

○朝臣 朝廷の臣下であること―日本の正統な統治機構と直結すること。を表現しているものと考えられる。

以上から、同書の特徴として、祭神の靈験等を説くのではなく、縁起に関する諸資料を考証するという形式を用いていることがあげられる。

また、古代大和朝廷にとって東北地方の鎮定は国家的大事業であり、陸奥国国府はその最前線であった。それを守護する鹽竈神社の大祭礼が鹿島神宮が営む「異国帰伏」の大祭礼と同じ日であることは、国土平定の功神である経津主神を祭神とすることと合わせ考えると、鹽竈神社が鹿島神宮と同様に古代から「まつろわぬもの」を鎮め帰伏させる―国土平定と治国安定―神社であること、その神威が当代に至るものなお高いことを示していると考察できる。

さらに、陸奥国統治の任の淵源を朝廷に置き、伊達氏を古代国家の担い手である藤原氏の系統であることを示すことにより、陸奥国（東北）を統治する正統性を国家体制の継承者（国府守護神の祭祀者）としての、歴史的な位置づけを提示しているものと考えられる。

四、陸奥国経営の系譜

『鹽竈社縁起』において伊達綱村は「陸奥守藤綱村朝臣」と表記している。これは伊達家が藤原氏の流れを汲むとの認識を表現したもので、左宮・右宮

の祭神である武甕槌・経津主両神が鹿島・香取両神宮の祭神であり大和国三笠山へ遷幸した―即ち藤原氏の氏神である春日大社の祭神である―と記すことからも読み取ることができる。では、何故藤原氏なのか。陸奥国における藤原氏はどのように位置づけられるのか。これを読み解く鍵は陸奥国経営の系譜にあると考えられる。

『日本書紀』景行天皇四十年の日本武尊東征の記事に「陸奥国」の文字が見えることから、少なくとも『日本書紀』編纂時には大和朝廷の版図に含まれていたものと考えられる。

また、天武天皇五（六七六）年正月甲子の記事に

詔曰。凡任国司者。除畿内及陸奥。長門国。以外皆任大山位下人。

とあることから、陸奥国には畿内・長門国と同じく高位の者が国司として任ぜられることが規定されており、特別な位置にあったことがうかがえる。

しかし、朝廷と陸奥国の関係は平和状態が保たれたことは少なく、和銅元（七〇八）年に従四位下上毛野朝臣小足が陸奥守に任じられてからも屢々反乱がおきており、そのたびに鎮定のために軍が派遣された²¹。

陸奥国安定のためには、反乱を速やかに鎮定するための武力―人員と設備―が常備されなくてはならない。『続日本紀』養老六（七二二）年閏四月乙丑条に見える太政官からの奏上には、

用兵之要。衣食為本。鎮無儲糧。何堪固守。募民出穀。運輸鎮所。可程道遠近為差。委輸以遠二千斛。次三千斛。近四千斛。授外從五位下。

奏可之。其六位已下。至八位已上。随程遠近運穀多少。亦各有差。

と「鎮所」の文字があり、また、同年八月丁卯条には、

令諸国司簡点柵戸一千人。配陸奥鎮所焉。

とあることから、鎮所は陸奥国における軍事的拠点であったと考えられる²²。

このように、武官が陸奥国安定のために大きな役割を担っていたことは確かである。このように、国府が存する多賀城の初見である『続日本紀』天平九（七三七）年四月戊午条にも多賀城を拠点とする夷狄平定の記事が見える。また、多賀

城碑⁽²⁴⁾によれば、按察使兼鎮守將軍である大野東人が神龜元(七二四)年に設置したものであることが記されている⁽²⁵⁾。

陸奥国経営には武官の担うところが大きく、陸奥国に関わる武官の系譜にそれを見ることができ⁽²⁶⁾る。

陸奥国に関する武官には、奈良時代の陸奥大国造(道嶋氏)、平安時代に入り征夷大將軍・奥州藤原氏の陸奥守兼鎮守府將軍、鎌倉時代の奥州総奉行(葛西・留守氏)、一時的に建武中興時の鎮守府將軍(北畠氏)、室町時代の奥州管領(斯波・吉良・畠山・石塔氏)や後の奥州探題(斯波・大崎氏)、羽州探題(最上氏)、戦国時代の陸奥国守護職(伊達氏⁽²⁷⁾)が挙げられる。

これらの中で、鎮守府將軍の鎮守府とは陸奥国に置かれた朝廷直轄の軍政機関を指し、文字通り兵乱を鎮めるのが役割で、その長官は將軍を称し、そのために武士を動員する権限があった。歴代の將軍には平高望・平国香・平良將・平貞盛等や源満仲・源満政・源頼信・源義家等、藤原利仁・藤原秀郷・藤原秀衡等がその任に就き、武門の誉れの称号であった。また、ここで留意しなくてはならないことは、鎮守府將軍は朝廷により任命された官であって、後世の幕府により設けられものではないこと⁽²⁸⁾であり、陸奥国統治の正統性を意味する。

さらに奥州経営の系譜の中でも重要なのが藤原氏である。なぜなら、平安時代には陸奥国に常陸国鹿島神の苗裔神が三八前も鎮座しており、鹿島神を奉じる人々―藤原氏―がその氏神である鹿島神を勧請してきたこと、陸奥国は藤原氏が基盤を築いてきたことを示している。即ち、藤原氏の系統であることが陸奥国を統治する者としての正統性を意味したのである。

五、社殿様式の変化と年間祭祀の変化

『鹽竈神社縁起』の成立による社殿形式の変化に伴う諸祭儀の変更が、同書に基づいて行われたものと考えられる。そこには変化するものと継続する

ものが生じてくる。

鹽竈神社の社殿は宝永元(一七〇四)年の造営でそれまでとは全く異なる形態に造り替えられた。その背景の一つに、それ以前には明確でなかった祭神が確定し、新たな縁起が作成されたことは既に述べた。これはこの造り替えが単に建造物の変化に留まらず、言わば鹽竈神社の新たな原点が創出されたことを意味する。

このような大きな変化に際して、神社が担う最も重要な役割である祭儀にも当然何らかの変化が生じたものと考えられる。

社殿の造替の前後で何が変わり何が持続したのか。この点を明かにして社殿の変化と祭儀の変化、そして神社の持つ世界観の変化がどのように関係しているかを考察する。

◎寛文三(一六六三)年以降、宝永元(一七〇四)年以前の年間諸祭

宝永元年の造替以前には、鹽竈神社には本社と貴船・只洲の両殿があり、本社は左宮と右宮の二座があった。この時代の年間の祭儀は仙台市博物館蔵の『塩釜宮年中行事』よって知ることができる。同書は

①天和四(一六八四)年に始めて行われた正月元旦の御祭についての記載がある⁽²⁹⁾。

②神饌の供進に貴船・只洲社の名が記載されている。

ことから、寛文三年竣工の石の間造社殿での年間祭祀について記録したものと考えられる。

同書によれば、寛文三(一六六三)年竣工の社殿での主な年間祭祀は、
①毎月一日、十日、十五日の祭儀

一日には左宮御幣の出御(御朝参)がある。

但し、正月と十月(神無月)は行われない。

②一月六日の御田種祭

③五節句(七種、上巳、端午、七夕、重陽)の祭儀

④六月十日から七月十日までの宮籠もり(山籠り)

⑤七月六日の御釜替、同九日の別当法蓮寺関係諸祭、同十日の一歳一度大祭、同十一日の仙台城主への的の奉獻と法蓮寺御幣納めの大祭関係諸祭
⑥十二月大晦日から一月七日までの宮籠もり（山籠り）

※朔日と五節句（七種、上巳、端午、七夕、重陽）は大祭。以外は小祭。

※御幣の出御は石之間で行われる。但し、大祭では長床の前まで出御する。

※毎月一日の祭儀や大祭で行われた御饌供進も左宮、右宮、貴船・只洲両

殿の順に行うことが定められていた。

から成り立っている。これらの祭儀のうち

○一月一日の祭儀は天和四（一六八四）年から始まった。

○毎月十日と十五日の祭儀は別当寺の僧侶の宥覚が始めたもの。

○七月九日の諸祭も宥覚や秀印という別当寺の僧侶が始めたもの。

○五節句の祭儀も断絶していたものを宥覚が復興したもの。

であることが記されている。したがって古来変わらずに継承されてきた祭儀は

○一月六日の御田種祭

○二月から十二月までの毎月一日に行われていた祭儀（御朝参、左宮御幣

出御）

○七月六日の御釜替

○七月十日の一歳一度の大祭

であることがわかる。以上からうかがえることは、

○七月六日の御釜替が貴船社の祭儀である以外は全て左宮の祭儀である。

○正月と祭神が出雲に出かけて留守となる十月を除いて、全ての一日に左

宮の御幣が出御する「御朝参」神事が行われていた。

○右宮が主体の祭儀は見られない。

○復興、あるいは新たに始められた祭儀（五節句の祭儀、一月一日、毎月

十日と十五日、七月九日の法蓮寺関係の祭儀）は全て主体となる宮が不

明確。

ことである。以上から、寛文三年以降宝永元年以前の鹽竈神社の祭儀は左宮を中心構成されており、最も重要な宮とされていたことが明かとなった。

ただし、大祭で主行事が終わった後に行われる流鏝馬だけは、貴船社、左宮、右宮の順で行うこととなっており、左宮以外では貴船社だけが七月六日に主体となる祭儀を行っており貴船社が特殊な位置を占めていたことが窺われる。

なお、ここで注目しなくてはならないことは、二社殿から一社殿と社殿様式が変化しても、左宮・右宮の社殿並立での祭祀形態を維持したことである。これは、鹽竈神社において左宮祭祀が重要な役割を担っていたことを意味する。

◎宝永元（一七〇四）年以降の年間諸祭

造替以降の祭儀については、昭和五年刊行の『鹽竈神社史』（古川左京、鹽竈神社）に所収されている『鹽竈宮年中行事』よって概要を知ることができる。²²この史料は宝永以前の史料も参照されており、祭儀の歴史考証にもなっているために、祭儀の内容の歴史的变化の一端を知ることができる。

宝永元年の造替が行われた結果、本社（左宮右宮）、貴船・只洲両宮で構成されていた鹽竈神社が、左宮、右宮、別宮で構成される神社となり、祭儀もそれに対応して変化した。

『鹽竈宮年中行事』によれば、宝永元年竣工以降の主な年間祭祀は、

①毎月一日、十日、十五、二十八日の祭儀

朔日に左宮御幣の出御（御朝参）がある。

但し、正月と八月と十月（神無月）には行われない。

②一月六日の御田種祭

③五節句（七種、上巳、端午、七夕、重陽）の祭儀

④六月十日から七月十日までの宮籠もり（山籠り）

⑤七月六日の御釜替、同九日の別当法蓮寺関係諸祭、同十日の一歳一度大

祭、同十一日の仙台城主への的の奉獻と法蓮寺御幣納めの大祭関係諸祭
⑥十二月大晦日から一月七日までの宮籠もり（山籠り）

※朔日と五節句、正月二日、同三日、大晦は大祭、七月十日の神事以外は
十日・十五日・二十八日、煤払、節分は小祭。

※御幣の出御は内廻廊で行われる。但し、大祭では楼門まで出御する。

大祭では、別宮・左宮・右宮の順に三座の御幣が出御する。

※七月十日御神事を除く毎月十日と十五日は古来無く、宥覚が始めたもの。

※御饌の調進は別宮・左宮・右宮の順に行われた。

※五節句は往古は行われていたが近代に至るまで断絶していたものを宥覚
が再興した。

※日御供、正月二日同三日、毎月廿八日、御煤払、大晦、節分の祭典は古
来無く、宝永元年の祭田加増の翌年に恢信が始めた。

であることが記されている。また、巻末に「享保十六年七月」と記されてお
り、原書は鈴木晴金の篇で、阿部家伝来の本と明治二十七年に鹽竈神社官司
の遠藤允信が校合したとある。³³⁾

以上から宝永元年造営の社殿の主な年間祭祀は

○毎月一日に左宮祭祀があり、正月と八月と十月を除き、左宮御幣が出御
する「御朝参」神事など宝永以前の構成を踏襲。

○かつては左宮中心であった年間祭祀が左宮、右宮、別宮の何れかの祭祀
とされ、

①一月一日から三日までは左宮祭、右宮祭、別宮祭の順とする。

②毎月一日は左宮祭、十日は別宮祭、十五日は右宮祭の順とする。

③五節句と毎月二十八日の祭儀は左宮、右宮、別宮の順で勤める。

④貴船社一祢宜男鹿嶋太夫（鈴木氏）が別宮一祢宜として、御釜替祭を勤
める。

ことが定められていることが理解できる。

毎月一日に左宮の御幣が出御するという左宮の重要性は変わらないが、宝

永の造替以降は三つの宮が同列に祭儀を行うようになった。これは三つの宮
の祭神が同列に位置付けられたことを意味する。

このことは、七月十日の大祭に出御する御幣が左宮だけでなく、三宮すべ
ての御幣となったことに端的に表れている。また、

①御饌の調進が別宮、左宮、右宮の順³⁴⁾

②七月十日の大祭での御幣出御が別宮、左宮、右宮の順³⁵⁾

となっているのは不明だった祭神が『鹽竈社縁起』により確定し、古来の左
宮・右宮とは別に、主祭神が岐神（塩土老翁）とされ、それが別宮として祀
られるようになったからである。

これらの年間諸祭の変化は、古来の伝統を継承しつつ、新たな秩序を構築
するものである。

古より継承されてきたものが新たに生まれ変わることに、即ち、鹽竈神社祭
祀の本質を継承しつつ、新たな時代―伊達家の統治―の到来とその安定とい
う「思い」を象徴していると考えられる。

六、『鹽竈社縁起』による祭神確定の意義

『鹽竈社縁起』によって別宮・左宮・右宮の祭神が確定、これに遵い社殿
様式及び年間祭祀が変化した。

『鹽竈社縁起』に記されるように縁起成立以前は祭神が未確定であった。

これは、鹽竈神社祭祀の意義が不明確であることを意味する。どの様な神祇
の祭祀を行っているのかが分からなければ、その祭祀の目的や意義が分から
ないからである。従って祭神を確定することは鹽竈神社祭祀の目的と意義を
明確にすることに他ならない。

同書は冒頭において、鹽竈神社を陸奥国国府の守護神であり、古代から統
く国家体制の中に位置づけている。そして祭神を左宮・武甕槌命、右宮・経
津主命、別宮・岐神としており、この各宮の祭神の配し方には鹽竈神社の年

間祭祀が大きく関係している。

左宮は先に記したように、古来重要な役割を担っていた。しかし、何故左宮が重要とされていたのかについては祭神が未確定のため不明であった。

しかし、縁起作成のための調査の過程で岐神の嚮導により武甕槌・経津主両神が此地に至ったことが判明した。ここから、同縁起では、鎮座の経緯を国土平定の神話に置くことになる。従って古来重要とされてきた左宮の祭神は葦原中津国平定の功神である武甕槌神・経津主神のいづれかではなくてはならない。

また、鹽竈神社の一年一度の大祭は七月十日であり、この日に鹿島神宮の異国帰伏の祭儀が行われる。鹽竈神社鎮座の由来も国土平定にあることから、古来重要とされてきた左宮祭祀は鹿島神宮の異国帰伏の祭儀と同意義を有することになり、左宮の祭神は武甕槌神であることが確認される。

これにより、左宮の対となる右宮の祭神は武甕槌神と同じく国土平定の功神である経津主神であることが確認できる。ここで左右宮の祭神が確定する。しかし、鹽竈神社の古来の祭神は鹽竈六所明神であり、左右宮の祭神が確定した上は、同神を特別に祭祀する新たな宮が必要となる。この六所神は異名同神で一柱の神とされ、

武甕槌・経津主両神を陸奥国に導いたこと（岐神）

鹽竈の地に製塩法を齎したこと（塩土老翁）

の功績により神事が左宮・右宮に優先し古来の祭神への敬意とするとされる。このように考察を進めると、古来左宮が重視されてきた理由や各宮の祭神確定の由縁が理解できる。また、祭神が不確定であることは混乱の時代―戦乱やお家騒動―を、その確定や年間祭祀の再編成は新たな秩序と安定の時代―伊達家の統治者としての永統―を象徴していると考えられる。

おわりに

以上、仙台藩と鹽竈神社について考察を行った。

綱村の意向が伊達家が古代から続く国家体制の正統な継承者であることを主張することにあるのならば、これを実現するためには、鹽竈神社は必要不可欠な存在であり、祭神が明確であることは無論のこと、神社が存続し、祭祀が継続されなければならない。故に『鹽竈社縁起』を定めて祭神を確定し、それに基づいた社殿の造営修補や祭儀の執行、それを支える祭田の寄進等の経済的基盤の確立が必要となる。故に諸々の確定や造営、整備が行われた。力によって得たものはいずれ力によって奪われる。伊達騒動を乗り越えてきた綱村にはその思いが強かったのではないか。また、綱村は伊達家を鹽竈神社を通して歴史の中に位置付けることによってその存在を不動のものへの「思い」を抱いていたのではないか。

また、古い秩序が崩壊した後、新たな秩序を構築し、それを維持していくために他の近世大名ほどの様な方法を用いたのであろうか。これを神祇政策という視点から解明していくことが今後の研究課題である。

参考資料

- 鹽竈神社史料 山下三次編述 一九二七年
- 鹽竈神社史 国幣中社志波彦神社鹽竈神社 一九三〇年
- 鹽竈市史Ⅰ 本編Ⅰ 鹽竈市史編纂委員会 一九五五年
- 宮城県歴史Ⅰ（古代・中世史） 宮城県史編纂委員会 一九五七年
- 鹽竈市史Ⅲ 別編Ⅰ 鹽竈市史編纂委員会 一九五九年
- 古代の日本 第8巻 東北 伊東信雄 高橋富雄 一九六〇年
- 宮城県歴史12（学問・宗教） 宮城県史編纂委員会 一九六一年
- 鹽竈市史Ⅴ 資料編 鹽竈市史編纂委員会 一九六五年
- 文化財講座 日本の建築4 近世Ⅰ 第一法規 一九七六年

神道大系 神社編二十七 陸奥国(下) 神道大系編纂会 一九八四年
 奥州太平記 鹽竈神社博物館 一九九一年
 『奥州一宮 鹽竈神社 しおがまさまの歴史と文化財』展図録 東北歴史博物館 二〇〇七年

註

- (1) 「社寺靈廟建築」日本の建築4 近世Ⅰ 三八～四八頁。
- (2) 文化庁ウェブページ国宝・重要文化財(建造物)
<http://www.bunka.go.jp/bunkazai/shurui/yukei/kenzoubutu.html>
- (3) 平成十四(二〇〇二)年、重要文化財に指定。
- (4) 昭和二十七(一九五二)年、国宝に指定。
- (5) 昭和三十(一九五五)年、宮城県文化財に指定。
- (6) 昭和二十八(一九五三)年、重要文化財に指定。
- (7) 昭和四十五(一九七〇)年指定。
- (8) 昭和三十九(一九六四)年指定。
- (9) 『奥州一宮 鹽竈神社』展図録所収、三八・三九頁
- (10) 『鹽竈神社史』所収、二七七頁。巻末に「以上終 安永十五年」更に「于時寛政六甲寅年」とあるが、所々に「享保三年迄……年」という記述があり、享保三年の著作と思われる。『鹽竈神社史』二五七～八頁
- (11) 『伊達治家記録』万治三(一六六〇)年六月の条に
 此月、一宮塩竈神社御修造仰出サレ、御事始アリ。総奉行ニ原田甲斐宗輔、三分一所典膳之景ヲ命セラル。
 とある。
- (12) 仙台市博物館所蔵。
- (13) 貴船社と只洲社は宝永の造営以降は同地に鎮座しておらず、只洲社は現在の仙台市泉区に遷され賀茂御祖神社(通称東宮)となっている。
- (14) 天和三年は一六八三年にあたり、寛文三(一六六三)年以降宝永元(二七〇四)年の間に本書が作成されたことが確認できる。
 この他にも、正月元日・七日・十日・十五日の祭儀において、
 早且開帳 惣祢宜社人持願 出仕石之間 神拜
 との記載があり、祭儀が石の間造の時代のものであることがうかがえる。
- (15) 宮城県図書館蔵。『御修復帳』は仙台藩が社寺や蔵・藩営の建物を図示した作事方の台帳で、奥書に寛文十二年・延宝八年・貞享三年・元禄十一年の定書が付されている。また、当図には「延宝七年ヨリ御作事方へ被仰付自今以後御作事方御修復可仕由以御意被仰付候」とあり、寛文造営社殿が石の間造であることが示

されている。

- (16) 前掲註9、『奥州一宮 鹽竈神社』展図録、六〇頁。
- (17) 『塩竈社縁起成立過程考』國學院大學雑誌 第六三卷一頁
- (18) 『神道大系 神社編二十七 陸奥国(下)』(神道大系編纂会、一九八四年)をテキストとし、新字体で表記、適宜改行した。
- (19) 前掲註9、『奥州一宮 鹽竈神社』展図録、九五頁。
 「慶雅書状(浜田平十郎宛)」の資料解説で、縁起成立以前と以後の鹽竈明神本地仏の比較一覧が提示されている。これによると、武甕槌命は金剛界大日如来、経津主命は胎藏界大日如来とされ、縁起成立以前には見られない。同解説によれば「慶雅書状(濱田平十郎宛)」は縁起作成のための調査資料で「神社御用之物」として一括保管されたものの一部で、本状は法蓮寺(鹽竈神社別当)九世の慶雅(鏡辨)より提出されたもの。元禄年間(一六八八～一七〇四)の作で仙台市博物館蔵。なお、縁起成立以前の本地仏は次のように設定されている。
 鹽竈六所の本地
 西宮 阿弥陀如来 観音菩薩 地藏菩薩
 東宮 釈迦如来 薬師如来 文殊菩薩
 貴船社 不動明王
 只洲社 愛染明王
- (20) 陸奥守の初見。『続日本紀』巻第四に記載。
- (21) 和銅二(七〇九)年の巨勢朝臣麻呂(陸奥鎮東將軍)、養老四(七二〇)年の播磨按察使正四位下多治比真人県守(持節征夷將軍)など。
- (22) 「柵」とは、古代大和朝廷が遠方の地を治めるために設置した軍事的機能を有する施設で、周囲に材木や築地等の塀をめぐらし、諸国の国府と同様の形態の政庁を置く。「戸」はその人員。「城」ともいう。
- (23) 同条には「陸奥多賀柵」と表記される。
- (24) 重要文化財、平成一〇年六月三〇日指定。
- (25) 多賀城碑には天平宝字六(七六二)年十二月一日の年月日が記されている。
- (26) 以下、平成三年に鹽竈神社発行の『奥州太平記』によるところが多い。
- (27) 前掲註25、二頁。
- (28) 奥州総奉行とは、鎌倉幕府が設置した陸奥国の統治機関。
 奥州管領・奥州探題とは、室町幕府が設置した陸奥国の統治機関。
 羽州探題とは、室町幕府が設置した出羽国の統治機関。
- (29) 『日本三代実録』貞観八(八六六)年正月二十日条に菊多郡一・磐城郡一・標葉郡二・行方郡一・宇多郡七・伊具郡一・亘理郡二・宮城郡三・黒河郡一・色麻郡三・志太郡一・小田郡四・牡鹿郡一の鹿島の苗裔の神が鎮座していること、延暦年間(七八二～八〇六)以前には鹿島神宮の封物を割いてこれらの諸社に奉

幣していたことが記されている。

(30) 『塩釜宮年中行事』正月元旦の条に

近年訖元旦御祭無レ之以二六日御田種祭一為レ天和三年祭田御寄附之後翌四年始
行レ之……

とある。

(31) 『塩釜宮年中行事』正月元旦の条に

供進之次第者先本社左宮次右宮次貴船口洲両殿無先後同時進之

(32) 享保十六年七月の記載とされる。

(33) 『鹽竈神社史』五〇六頁。

(34) 「鹽竈宮年中行事」正月元旦条（『鹽竈神社史』四七七頁）に

供進之次第者、先別宮古者、左宮右宮別宮止次第七供。宝永元年、御遺替之御改レ之。次左宮、無先後同時進之。

(35) 「鹽竈宮年中行事」七月十日御幣御出の条（『鹽竈神社史』四九五頁）に

御出之次第先別宮、次左宮、次右宮。